

令和3年7月23日

学生各位

理事（教学・学生担当） 柳澤 哲哉

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける
場合等における授業等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合、又はワクチン接種と関連性が高いと認めれる副反応の症状により療養する必要がある場合には以下のとおり取り扱います。

記

（該当事由）

○自治体等でのワクチン接種及び接種以降の副反応により、授業に出席出来ない場合。

なお、予防接種との関連性が高いと認められる症状としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感のほか、負傷又は疾病の症状も含まれます。

（取扱い）

○授業に出席出来ない場合は、学修上不利益にはなりません。

○定期試験について受験出来ない場合は、追試験の対象となります。

これらにより、授業出席や定期試験の受験が出来ない場合には、授業担当教員へ申し出てください。追試験については、加えて、所属の学部係等に、接種日の分かる書類の写し等を添えて、所定の期間内に追試験申請を行ってください。